

# 小山工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則

制 定 平成11年12月 8日  
最終改正 平成22年 4月 1日

## (趣 旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等については、独立行政法人国立高等専門学校機構セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (目 的)

第2条 この規則は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除(以下「防止等」という。)並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、本校における教職員、学生(研究生等を含む。以下同じ。)が個人として尊重されるセクシュアル・ハラスメントのない健全な環境をつくることを目的とする。

## (定 義)

第3条 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、教職員が他の教職員、学生及び関係者(以下「構成員等」という。)を不快にさせる性的な言動並びに学生及び関係者が教職員を不快にさせる性的な言動をいい、「セクシュアル・ハラスメントの防止等」とは、セクシュアル・ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、セクシュアル・ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消することをいい、「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題」とは、セクシュアル・ハラスメントのため学生の修学上又は教職員の就労上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して学生が修学上又は教職員が就労上の不利益を受けることをいう。

## (教職員、学生及び監督・指導者の責務)

第4条 教職員及び学生は、この規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 教職員並びに学生を監督及び指導する地位にある者(以下「監督・指導者」という。)は、職務及び学業に専念できる良好な環境を確保するため、日常の執務及び教育を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止等に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

## (苦情相談への対応)

第5条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が構成員等からなされた場合に対応するため、次の各号に掲げる相談員で構成する相談窓口を開設する。

- 一 副校長(学生主事)
- 二 総務課長
- 三 学生課長
- 四 看護師
- 五 その他校長が指名する者

2 相談員が苦情相談を受ける際には、複数で対応するものとし、相談者と同性の相談員が同席するよう相談員の構成を考慮するものとする。

- 3 相談員の構成並びに苦情相談の受付時間及び受付方法を構成員等に明示するものとする。
- 4 相談員は、構成員等からの苦情相談が寄せられた場合、迅速かつ適切に対応し、その内容を別紙にまとめ校長に報告するものとする。
- 5 校長は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて、セクシュアル・ハラスメント防止委員会に、当該苦情相談に関する事実関係の調査及び適切な措置の策定等を行わせるものとする。  
(セクシュアル・ハラスメント防止委員会)

第6条 本校に、第2条に規定する目的の達成を図るため、セクシュアル・ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るための啓発活動及び教職員に対する研修等の企画・立案に関すること。

二 前条第5項の規定に基づく苦情相談の事実関係の調査に関すること。

三 前条第5項の規定に基づく苦情相談に対する適切な措置の策定等に関すること。

四 その他セクシュアル・ハラスメントの防止等に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 副校長(総務主事)

二 副校長(教務主事)、副校長(学生主事)、副校長(寮務主事)及び専攻科長

三 学生支援室長

四 事務部長

五 その他校長が必要と認めた者

4 前項第5号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

6 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるときは、副校長(学生主事)がその職務を代行する。

8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者(本校関係者以外の者を含めることができる。以下同じ。)を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

9 第2項第2号の規定に基づく苦情相談の事実関係の調査対象となる委員は、当該事案に関する審議等に参加することはできない。

(苦情相談に対する対応)

第7条 委員長は、前条第2項第2号に規定する苦情相談の事実関係を調査するため、委員会の議を経て、個別の苦情相談毎に調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会は、委員長の指名する委員若干名をもって組織する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を調査委員会の構成員として加えることができる。

4 前条第2項第2号の規定に基づく苦情相談の事実関係の調査対象となる者は、当該事案に関する調査委員会の構成員となることはできない。

5 調査委員会に調査委員長を置き、委員長が指名する。

6 調査委員会は、苦情相談の申立て人の同意に基づき、当該苦情相談の事実関係を客観的かつ詳細に調査する。

7 調査委員会は、事実関係の調査が終了した場合は、委員長に調査結果を文書で速やかに報告しなければならない。

8 委員長は、調査委員会による調査結果を委員会で審議し、当該苦情相談の事実関係及び適切な措置の策定等について、校長に文書で速やかに報告しなければならない。

9 校長は、委員会からの調査結果及び適切な措置の策定等の報告を受け、当該苦情相談における被害者の不利益の回復、環境の改善等の措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第8条 相談員、委員会、調査委員会及び関係者は、当事者等関係者のプライバシーを尊重し、守秘義務を負うものとする。

(事務)

第9条 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する事務は、総務課人事係が処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は平成11年12月 8日から施行する。

附 則

この規則は平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は平成22年 4月 1日から施行する。

秘密

## 報 告 書

小山工業高等専門学校長 殿

平成 年 月 日

担当相談員	職名・氏名：	職名・氏名：
	職名・氏名：	職名・氏名：
相談日	平成 年 月 日 時 分～ 時 分	
相談者所属氏	(男・女)	
相談場所		
当事者及びその関係 ・被害者の氏名・性別 ・加害者の氏名・性別		
相談内容（問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。）		
被害者のとった行動（問題とされる言動に対して、どのような対応をとったか。）		
他への相談状況（上司・同僚等に対する相談を行っているか。）		
この件の目撃者又は他に事情を知っている者はいるか。		
被害者は何を求めているか。（被害者が加害者や学校等に希望していること）		
どの程度の時間的な余裕があるか。（被害者の心身等の状況から、緊急度を把握する。）		
相談員のとった措置		
その他、特記すべき事項		